

## 令和5年度第6回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月15日(金)  
午前9時30分～午前11時10分  
場 所 川棚公民館 2階講堂

### 会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名  
現 在 数 18 名  
出 席 総 数 16 名  
欠 席 総 数 2 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	欠席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人 0 名

## 令和5年度第6回総会

(開始時刻 9時30分)

### 事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は17名、欠席委員は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

### 議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第6回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号18番、有田孝義委員と、議席番号1番、阪田実委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りいたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、422㎡、位置図は3、4ページ、公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、J R山陰本線黒井村駅から北西へ約1.2 kmに位置している、農業振興地域外の農地です。申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に、以前から申請地の農作業を手伝っていた譲受人が応じ、自己所有地として農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、大根やサツマイモ等の野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、1,056㎡、位置図は6、7ページ、公図は、8ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から東へ約670 mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、県外に居住しており耕作ができない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。譲受後は、利用権設定により、譲受人が構成員でもある農事組合法人が、水稻を栽培する予定で、この度の申請については、下関土地改良区、下関農林事務所にも報告がなされております。また、当該法人は、当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることから、例外的に許可の対象となるもので、売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、1,721㎡、位置図は9、10ページ、公図は、11ページをご覧ください。

申請地は、J R山陰本線湯玉駅から、南東へ約710 mに位置している農業振興地域内の農用地でございます。申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者もない譲渡人の要望に、農地所有適格法人である譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。申請地は、譲受人の事務所から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、ほうれん草やネギ等の野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、2,927㎡、位置図は12ページから14ページ、公図は、15、16ページをご覧ください。

申請地は、J R山陰本線梶栗郷台地駅から、南東へ、約1 kmと1,1 kmに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。申請理由は、申請地

が、耕作地の近くに位置していることから、双方の協議によりこの度の申請に至ったものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻と露地野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、1,414㎡、位置図は17、18ページ、公図は、19ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から、南西へ、約1.1kmに位置している農業振興地域内白地の農地となります。申請理由は、4番と同じで、双方の協議によるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、キャベツ等の野菜を栽培する予定です。売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

議席番号10番の田上です。1番の案件につきましてご報告します。9月7日、事務局職員2名、農業委員2名で現地を確認いたしました。

現地は現在畑となっており、ちゃんと作付けされておりました。譲渡し人は高齢者で、もう作付けできないということで、譲受人に売買による所有権の移転となっております。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

### 下田敏純委員

議席番号7番、下田です。9月7日に委員2名、事務局2名で現地確認をしました。

現地は大豆が作付してありました。県外に居住しており、耕作出来ない譲渡人の要望に譲受人が応じたものです。譲受人は農事組合法人うついの構成員であり、許可後、法人と利用権を設定し、法人が耕作する予定です。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

### 石田安男委員

議席9番の石田です。3番の案件について補足説明をいたします。9月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。

譲渡人は高齢のため耕作が困難となり、後継者もないことから、現況は1号遊休農地となっております。譲受人は地元の4人で法人を組織し、水稻、野菜を生産しており、経営規模の拡大を考えていたところ、譲渡人より申し出があったため、これに応じたものです。申請地は、法人事務所から■■■■■■の距離に位置し、取得後はハウレンソウ、ねぎ、人参等野菜を栽培する予定です。今後、地域の担い手としても期待ができ、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長（山田会長）

続きまして、4番、5番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。4番、5番は一緒に報告したいと思います。9月5日に事務局2名と農業委員2名で現地の調査に参りました。詳細は、事務局の説明のとおりです。

4番の申請地は綾羅木郷台地と綾羅木川の間に在って、5番の申請地は垢田

地区のハウス団地にありました。双方とも専業農家で、キュウリやトマト、キャベツなどを栽培しています。お互いの農地が、所有している耕作地の近隣にあることから、効率を図るために、協議によりこの度の申請に至ったものです。売買によるものです。何ら問題はないと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

#### 議長（山田会長）

加藤委員どうぞ。

#### 加藤ソメ委員

議席8番の加藤です。3番の案件について質問いたします。

申請地は事務所から■■■■とあったが、■■■■だともっと距離があると思いますが、別に拠点があるのですか。

#### 石田安男委員

申請地のちよっと上に、倉庫兼資材置き場、事務所があります。

#### 加藤ソメ委員

はい、分かりました。

#### 議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番から5番につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

#### 議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

審議にあたり、1番の案件につきましては、日程第3、議案第3号の13番と密接に関連した案件となりますので、併せて、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の13番についてもお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

議案第2号1番と、議案第3号13番は、同一事業となっておりますので、併せてご説明いたします。総会議案書は、20ページと43ページとなります。また、議案第2号1番の申請地2筆は、登記地目が、雑種地となっておりますが、現況地目が農地となっており、農家台帳にも登録がございますので、農地法の許可が必要な土地となります。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22ページから24ページ、26ページ、公図は25、27ページで、土地利用計画図は28ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から南東へ約1.5kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、貸駐車場113台分を整備するもので、申請理由につきましては、学校給食センターの運営会社から、従業員用の駐車場用地として利用したいとの要望があり、自己所有地に新規事業として、定期的な収入が確保できる貸駐車場の整備を計画したもので、13番の申請地には、使用貸借による権利を設定し、擁壁等を設置する計画となっております。

議案第2号1番の一体利用地は、議案第3号13番の申請地1筆、議案第3号13番の一体利用地は、議案第2号1番の申請地6筆で、残りの一体利用地は、法定外公共物の用途廃止部分及び加工部分と市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書と法定外公共物加工許可申請書及び担当課の受付印が押印されている法定外公共物用途廃止申請書が提出されており、確保は確実と判断いたしました。また、本案件は、貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、学校給食センターの運営会社から、91台分を借受ける旨が記載された申出書も提出されており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁を設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、新設の水路から既存の暗渠をとおり、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ない

と判断しました。

なお、議案第3号13番の申請地は、無断転用案件で、平成21年3月頃から、駐車場として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。どちらの案件も議案第2号2番と同時許可といたします。

20ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、22、29、30ページ、公図は31ページで、土地利用計画図は32ページをご覧ください。

申請地は、議案第3号13番と同じ筆でございますので、本件も無断転用案件となります。

転用目的は、貸駐車場5台分を整備するもので、申請理由につきましては、申請地近くのアパートの管理者から、駐車場用地として利用したいとの要望があり、新規事業として、定期的な収入が確保できる貸駐車場の整備を計画したものでございます。

本案件には、一体利用地はございません。また、本件も貸駐車場の整備を目的とした申請となっておりますので、アパートの管理者から、全ての駐車場を借受ける旨が記載された申出書も提出されており、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地は、議案第2号13番の申請地のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ市道をとおり道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。本案件も、議案第2号1番、議案第3号13番と同時許可といたします。

総会議案書21ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、33、34ページ、公図は、35ページ、土地利用計画図は、36ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から、北東へ約190mに位置している、「第3種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、農家住宅でございます。

申請理由につきましては、現在居住している建物の老朽化に伴い、新たな住宅の建築を計画しましたが、現在の居住地には、建築基準法上の関係から、建て替えが困難なことが判明し、この度の計画に至ったものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。なお、本案件は、令和5年8月30日付けで、都市計画法適合証明書が交付されており、開発許可を要しないものでございます。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、自己所有地で、既存の水路及び既存のブロック塀で分断しており、汚水は、合併浄化槽で処理され、雨水とともに、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、1番から3番及び議案第3号の13番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

5番の田崎です。議案第2号1番について申し上げます。事務局の説明のとおりです。9月5日に委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。

勝山地区の中国自動車道の近くにある2種農地の狭小農地が棚田になっているところでした。申請者は新下関市場の近くでの学校給食センターの建設に伴って、XXXXXXXXXXの従業員用駐車場として利用したいとの要望があり、113台分の貸し駐車場として整備することを計画したものです。事業に必要な書類が添付されております。

宜しくご審議の程、お願いいたします。

議案第3号13番について申し上げます。9月5日に委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。

申請地はすでに駐車場で利用されておりました。借受人は先程申し上げた議案第2号1番の計画により擁壁の設置が必要となったことから、隣接する農家の貸付人に申し出たものです。貸付人は借受人からの申し出に応じたもので、申請書に始末書も添付されておりました。

宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

議案第2号2番の案件につきましてご説明します。9月5日に委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。

すでに駐車場になっている1番の申請地に隣接している2種農地でした。申請者は申請地近くのアパート管理者から、駐車場用地として利用したいとの要望を受け、5台分を新たに駐車場として整備するものです。始末書と一緒に必要な書類も添付されておりました。

宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

議案第2号3番の案件につきまして申し上げます。9月5日に委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。事務局の説明のとおりです。

申請地はJR山陰本線福江駅の近くの農家集落にある農地です。

申請理由は、現在居住している建物の老朽化に伴い解体し、新築することを計画していたが、建て替えができないことが判明したため、やむなく隣接する自己所有の農地に農家住宅を新築するものです。周辺農地に問題はありません。

宜しくご審議の程、お願い申し上げます。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可」及び「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の13番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

### 議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

今月の5条申請件数は、17件ございますが、4番、13番、14番及び17番を除く13件の譲受人は、全て同じ法人で、非フィットによる、太陽光発電設備の設置を目的とした申請となっており、譲受人は、小売電気事業者でございます。全ての案件が、所有権の移転となっており、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、申請時には行われておりませんが、今後、協議予定である旨が、申請書には記載されております。また、申請地が、「第2種農地」の案件については、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

それでは、ご説明いたします。総会議案書37ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、46、47ページ、公図は、48ページ、土地利用計画図は49ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南西へ約430mに位置している、「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由につきましては、事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、高齢で、農業後継者もない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、                    は、申請地よりも高い位置にあり、                    は、申請地よりも低い位置にございますが、既存の法面はさわらない計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、隣接地をとおり農業用排水路に放流されますが、譲渡人の所有地で、土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

37ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、50、51ページ、公図は、52ページ、土地利用計画図は53ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ約190mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由は、1番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により適当であると判断いたしました。なお、申請地には、工事用車両の進入が困難な為、申請地北側の土地所有者からは、通行承諾書が提出されております。申請地には、隣接した農地はございません。

汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

4番は、3番の施工に必要な工事用進入路を一時的に整備するものでございますので、併せてご説明いたします。

総会議案書は、38ページとなります。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、50、51ページ、3番の公図は、54、55ページ、4番の公図は、57、58ページ、3番の土地利用計画図は56ページ、4番の土地利用計画図は59ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南東へ約210mに位置している、「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

3番の申請理由は、1番と同様です。4番の転用目的は、3番の施工に必要な工事用進入路を一時的に整備するもので、借受人の要望に、貸付人が応じたものでございます。4番については、使用貸借による権利の設定となっております。どちらの案件にも、一体利用地はなく、3番の計画面積は、1番と同じ理由により、4番の計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

3番の土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ既存の暗渠から農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。4番の土砂流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、敷鉄板29枚を設置する計画となっております、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路又は、XXXXXXXXXXの残地部分に放流されますが、貸付人の所有地で、土地所有者として承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、4番の案件は、一時的な利用であり、工事終了予定である許可後2箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

どちらの案件も、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。また、2番の申請地を通行しなければ、施工、通行が困難なことから、2番と同時許可又は許可後、同時許可といたします。

総会議案書39ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、60、61ページ、公図は、62、63ページ、土地利用計画図は64ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から北西へ約560mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由につきましては、申請地の隣接地にて、太陽光発電設備の設置を計画しましたが、計画に必要な面積が確保できなかったことから、この度の計画に至ったもので、管理が困難で、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

本案件には、一体利用地が1筆ございますが、契約締結に関する意向表明書が提出されており確保は確実で、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の一部に土水路を設置し、既存の法面はさわらない計画となっております、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の私水路から、既存の暗渠をとおり農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと

判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

39ページに戻りまして、6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、65、66ページ、公図は、67、68ページ、土地利用計画図は69ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約640mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由は、1番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔や法面はさわらない計画になっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書40ページをお開きください。7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、70、71ページ、公図は、72ページ、土地利用計画図は73ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線宇賀本郷駅から南東へ約180mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、1番と同様です。

本案件には、一体利用地が1筆ございますが、契約締結に関する意向表明書が提出されており確保は確実で、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の暗渠から農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

40ページに戻りまして、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、74、75ページ、公図は、76ページ、土地利用計画図は77ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南西へ約480mに位置している「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

譲受人の申請理由は、1番と同様で、県外に居住しており管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。本案件には、一体利用地はなく、計

画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の法面はさわらない計画になっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の暗渠から農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書41ページをお開きください。9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、74、78ページ、公図は、79ページ、土地利用計画図は80ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南西へ約430mに位置している「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由は、8番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の暗渠から農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

41ページに戻りまして、10番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、81、82ページ、公図は、83ページ、土地利用計画図は84ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から西へ約550mに位置している「第3種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、8番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の私水路で分断しており、汚水の発生はなく、雨水のみ、既存の私水路から、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、雨水が、私水路に放流されますが、北東側の用排水路の土地所有者以外の関係する土地所有者からは、全て承諾書が提出されております。また、用排水路の土地所有者からの承諾書は、提出されておきませんが、申請書に何か問題が発生した場合は、土地所有者と協議し、誠実に対応する旨が記載されており、事務局は、支障なしと判断いたしました。

本件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書42ページをお開きください。11番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、85、86ページ、公図は、87ページから89ページ、土地利用計画図は90ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

譲受人の申請理由は、1番と同様で、農業後継者がいない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

42ページに戻りまして、12番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、85、91ページ、公図は、92、93ページ、土地利用計画図は94ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約1.9kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、11番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、雨水のみ、私道路をとおり道路側溝に放流されますが、関係する土地所有者からの承諾書が提出されおり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、44ページをお開きください。14番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は95、96ページ、公図は、97ページ、土地利用計画図は98ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梅ヶ峠駅から南西へ、約1.7kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、貸産業廃棄物保管・積替え場でございます。申請理由につきましては、譲受人が代表を務める法人の、現在の保管場所は、事業所の敷地内にあり、

狭く非効率なことから、新たな保管場所用地を探していたところ、申請地周辺に住宅もなく環境上の問題も発生しないことからこの度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。なお、譲受後は、全て、譲受人が代表を務める法人が、保管場所等として利用する計画です。

贈与による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。また、貸保管場所等の整備を目的とした申請となっておりますが、譲受人が代表を務める法人から、借受申込書が提出されており、保管場所等として利用されることが確実であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、昭和57年頃から、農地法の許可なく、資材置場として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。また、本件は、保管置場等を目的とした農地転用でございますので、「許可後、3箇年程度、1箇月に一度、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告すること。」との意見を付して許可することといたします。

44ページに戻りまして、15番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、99、100ページ、公図は、101ページ、土地利用計画図は102ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から南へ約560mに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

申請理由は、8番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、既存の畦畔はさわらない計画になっており、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書45ページをお開きください。16番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、103、104ページ、公図は、

105、106ページ、土地利用計画図は107ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から南西へ約500mに位置している「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

申請理由は、8番と同様です。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、1番と同じ理由により、適当であると判断いたしました。

申請地には、隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

45ページに戻りまして、17番、本件は、令和4年度第12回総会にてご審議いただき、隣接地等の境界の確認及び土砂流出対策の有無についての判断ができず、保留になっていた案件でございますが、この度、申請者から、境界を復元した写真と、訂正された土地利用計画図が提出されたことから、改めて、ご審議いただくものでございます。

9月8日に現地調査を行いました。復元した杭は倒れておりましたが、写真と現地を確認したところ、隣接農地への被害防除計画に必要な境界については、確認できました。また、現地調査後に、申請代理人に確認したところ、この度の計画については、既に、隣接地の土地所有者には、説明がなされているとの回答がございました。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、108ページから110ページ、公図は、111ページ、土地利用計画図は112ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から、北東へ約480mに位置している、「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、譲受人は、既に小売電気事業者と電気売買契約の締結がなされております。申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、土地の面積も広く、周辺に高い建物の建築も想定されておらず、日射量や価格面等検討した結果、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。

売買による所有権の移転となっております。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、土地利用計画からみて、適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土留め

を整備する計画となっており、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、6番及び8番から12番並びに15番、さらに16番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

### 田上光義委員

議席番号10番の田上です。9月7日に事務局職員2名と農業委員2名で、現地調査しました。1番から順にご説明いたします。

1番は、昔ながらの田で、上から下に水が降りてくる水田です。したがって、下の田の所有者には承諾を得ています。何ら問題はないと思います。

次に6番ですが、農業用排水路に流れるということで、支障はないと思われ

ます。それから8番ですが、これも雨水が農業用排水路に流れるようになっておりました。支障はないと思います。

9番ですが、西側の角から雨水の排水となっており、支障はないと思います。

それから10番ですが、雨水等の支障はないと思います。

11番ですが、雨水等の関係は農業用排水路に排水されます。

それから12番ですが、これはちょっと変っており、雨水が道路を渡って流れるということで、昔からそうであるということで、承諾を得ているということです。何か問題が生じた場合には、何らかの対策をするということです。

15番は、                    の南側で、雨水のみ排水され、支障はないと思われ

ます。16番は、農業用排水路に雨水のみ放流されるようです。何ら支障はないと思われ

ます。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

### 議長（山田会長）

続きまして、2番から5番及び17番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

## 岩本憲慈委員

17番の岩本です。まず、2番から4番の案件について、申請地が近くにあるため、まとめて報告いたします。過ぐる9月8日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。申請内容につきましては事務局から説明があったとおりです。

2番、3番、4番の譲渡人は、いずれも申請地を耕作しておらず、今後の維持管理が困難で利用予定もないことから譲受人の要望に応じたものです。土地利用計画については、計画面積や内容を過去の申請と比較して妥当であると判断しており、土砂の流出に関しても問題がなく、雨水の放流についても確保されていることから、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、5番の案件について報告いたします。過ぐる9月8日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。譲渡人は申請地を耕作しておらず、今後の維持管理が困難で、利用予定もないことから譲受人の要望に応じたものです。土地利用計画については、隣接する原野を一体利用して工事を行う計画となっておりますが、計画面積や内容を、過去の申請と比較して妥当であると判断しており、土砂の流出に関しても問題がなく、雨水の放流についても確保されていることから、問題ないものと判断いたしました。

最後に、17番の案件について報告いたします。過ぐる9月8日に事務局職員3名と農業委員2名で現地を調査いたしました。申請内容の詳細については事務局から説明があったとおりです。令和4年度第12回総会で「保留」とした案件ですが、この度公図を復元し、隣接農地や水路との境界が大まかではありますが確認でき、土地利用計画において隣接地への土砂の流出対策が確認できましたので、問題ないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議長（山田会長）

続きまして、7番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

## 石田安男委員

9番の石田です。7番の案件について補足説明をいたします。9月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。この案件は、売買による所有権の移転で、非フィットにより太陽光発電施設を設置するものです。

譲受人は今回、多数の申請をしている法人です。全国的に太陽光発電事業を展開し、小売事業も行っております。譲渡人は2名で、共に高齢に伴い離農状態で

農業後継者もいないことから、農地を縮小したいと思っていたところに、譲受人からの提案があり、応じたものです。

申請地は、国道と市道、線路に挟まれた狭い地域で、周辺農地への影響はないと思われます。申請地内に一体利用地一筆35㎡が含まれているが、契約書が添付されています。汚水はなく、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流となっています。第3種農地であり問題はないかと思われます。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

### 議長（山田会長）

続きまして、14番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

### 田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。14番の案件につきまして申し上げます。9月5日に委員2名と事務局職員2名で現地調査に参りました。

小集団の第2種農地です。既に資材置き場として利用されておりました。場所は、吉見の国道191号線沿いにあります。譲受人が代表を務める会社が、建物解体時に発生する廃材の一時保管場所として必要としているために、高齢で耕作が困難となり、農業後継者もいない譲渡人に申し出たものです。

始末書をはじめ、事業に必要な報告書も添付されており提出されており、周辺農地への支障は、ないと思われます

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保委員どうぞ。

### 新久保克己委員

2番の新久保です。確認ですが、指導指針では、太陽光発電設備の建ぺい率は、概ね30パーセント以上を指導するとなっているが、本件は約25パーセント程度であるが、指導されたのでしょうか。

### 事務局（岡本事務局主任）

本件は、指針作成前の昨年度からの保留案件で、当初からの数値となっております

ます。

#### 議長（山田会長）

新久保委員よろしいですか。ほかにございませんか。

#### 伊田喜弘委員

13番の伊田です。44ページの議案第3号、14番についてお尋ねします。事務局からの説明では、申請地は、隣接する農地よりも低い。農地の方が高いということであるので、汚水等の支障はないという説明だったかと思えます。それに関連して、これ公道がありますので、公道を基準にして、申請地がどのぐらいの高さであるのか、それから隣接農地が公道に対してどのぐらいの高さであるか、わかりましたら、お願いします。

#### 事務局（岡本事務局主任）

お答えします。側溝部分で申請地は1.5mから1.8mとなっており、隣接農地も申請地から1.5mから1.8m程度となっております。以上でございます。

#### 伊田喜弘委員

そうしますと、隣接農地も申請地も、高さが変わらないですね。

#### 事務局（岡本事務局主任）

すいません。説明が足りませんでした。道路より申請地が1.5m高く、申請地から隣接地がまた高くなっております。

#### 伊田喜弘委員

了解しました。

#### 議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

## 議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。  
事務局の説明を求めます。

## 事務局（足立事務局次長）

総会議案書113ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田4筆、畑2筆、合計面積は、3,335㎡で、申請地の位置図は、115、116ページ、公図は117ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北東へ、約2.5kmに位置する土地でございます。

令和5年9月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりございました。議案書にも記載しておりますが、申請地内の諸所において、灌木も確認でき、このままの状態が続けば将来的には、林野化が想定されることから、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号イに該当し、「非農地」との判断となっております。

113ページに戻りまして2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田1筆、面積は、1,072㎡で、申請地の位置図は、118、119ページ、公図は120ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、北東へ、約2.8kmに位置する土地でございます。

令和5年9月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりございました。本案件は、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号ア、概ね灌木等が繁茂しているものに該当するため、「非農地」と判断しました。

総会議案書114ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。本件は、登記地目は、宅地ではございますが、現況地目が畑となっており、農家台帳にも登録されている農地で、現況地目は、畑1筆、面積は、740.49㎡で、申請地の位置図は、121、122ページ、公図は123ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所吉見支所から、北東へ、約1.2kmに位置する土地でございます。

令和5年9月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりございました。議案書にも記載しておりますが、申請地は、宅地に囲まれた農地で、申請地の一部には、笹

竹等が繁茂し、大木も確認でき、現況確認書交付事務取扱要領第5条(5)ウ「周辺が宅地化されて孤立したもの」に該当するため、「非農地」と判断しました。

114ページに戻りまして4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、261㎡で、申請地の位置図は、124、125ページ、公図は126ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から、南西へ、約4.1kmに位置する土地でございます。

令和5年9月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりでございます。本案件は、現況確認書交付事務取扱要領第5条3号ア、概ね灌木等が繁茂しているものに該当するため、「非農地」と判断しました。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番、2番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

#### 河本隆一委員

11番の河本です。9月6日に事務局職員1名、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名の合計4名で現地を見て参りました。

現地は、中山間地域の協定の中に入っておりまして、懸念しておりましたが、ここ近年は一切草刈り等何もやっておらず、かなりの木もあり、萱等も生えていました。隣は山を作っておりまして、この状況を見るに、このままの状態が続くようであれば、必ず林野化される、というふうに予想されると3名で話し合いをしました。これはもう非農地になると判断をいたしまして、決着いたしました。

次に2番の件ですけど、既に木、笹等が生えていて、完全に林野化したような状態でございますので、非農地と判定させていただきました。

以上です。

#### 議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

#### 田崎育子委員

5番の田崎です。ご報告いたします。9月5日に委員2名、推進委員1名、事務局職員2名で現地確認に参りました。

吉見地区の農免道路の近くにある物件です。周囲は、農家住宅が立ち並んでいて、確認したところ、農地でした。平成12年から耕作されていておらず、大木も確認でき、また笹竹等が繁茂していました。

「周辺が宅地化されて孤立したもの」として、全員一致で、非農地とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

#### 議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

#### 下田敏純委員

7番の下田です。ご報告いたします。9月7日に委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地確認をしました。現地は竹や雑木が繁茂しており、農地として利用する事は不可能な状態でした。全員、一致で非農地と判定しました。

よろしく、ご審議をお願いします。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書127ページをお開きください。1番、この案件は、令和5年9月29日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては、128ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和5年9月29日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第5号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

### 議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局（足立事務局次長）

ご説明します。別綴じの「議案第6号関係資料」をご確認ください。この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定している、「下関市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）」の変更について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、下関市長より意見を求められたもの

でございます。なお、変更の概要につきましては議案関係資料の表紙裏ページに「基本構想の改正について」と題して、箇条書きでまとめているとおり、でございます。

変更の主旨は、人・農地プランが地域計画として法定化されたことによる記載内谷の変更及び追記、記定農業者、認定新規就農者、集落営農、多様な人材など「農業を担う者の確保及び育成の考え方」等を記載するもので、1点目は、人・農地プランから地成計画への文言の修正や地域計画の協議の場の設置に関する事項や区域の基準、進捗管理等について記載するものです。

2点目は、農業を担う者の確保及び育成の考え方、市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供の内容を追記するものです。

3点目は、県基本方針や国基本要綱に応じた記述内容の見直しです。

4点目は、基盤法の改正による利用権設定等促進事業の文言の削除と基盤法の経過措置に伴う農用地利用集積計画の作成に関する事項の変更及び追記です。

5点目は、条ずれ等の修正。

6点目は、過去の附則を追記するものです。

以上でございます。

#### 議長（山田会長）

事務局及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による意見決定について」、原案に賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されましたので、「意見なし」として、下関市長へ提出することといたします。

#### 議長（山田会長）

以上、審議事項はすべて終わりました。

#### 議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から日程第16「報告第10号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

## 事務局（中川事務局主幹）

ご報告いたします。着座にてご報告いたします。総会議案書130ページ、報告第1号「農地法施行に関する実施細則の一部改正について」です。あわせて報告第1号関係資料①から③をご覧ください。議案書にも記載しておりますが、農地法施行規則の一部改正が令和5年8月25日付けで公布され、令和5年9月1日に施行されたことから、下関市農業委員会規程第5条の規定により、会長専決にて、令和5年9月1日付けで、農地法施行に関する実施細則（平成24年農業委員会規則第1号）の一部を改正したものでございます。

農地法施行規則の改正により、譲受人等の国籍等の記載が追加されました。

総会議案書131から132ページ、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、8件ございました。

133ページ、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

134から135ページ、報告第4号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3件ございました。3番の備考欄、総1議案書とあるのは総会議案書の記載誤りです。申し訳ありません。

いずれも、簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。

150から151ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろってございましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

152ページ、報告第6号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、2件ございました。

153ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、証明を交付いたしました。

154から155ページ、報告第8号「農地の転用事実に関する証明について」は9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認が終了しており、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

156から157ページ、報告第9号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりで

ございます。

158ページ、報告第10号「農地利用最適化推進委員の推薦・公募の募集期間延長について」ご説明いたします。報告第10号関係資料の農地利用最適化推進委員応募状況をご覧ください。この7月31日から9月8日までの40日間における応募状況ですが、定数40人、担当区域27のうち、応募者数が定数に達しない区域がございましたので、これらの区域について、募集期間を約1か月間、9月9日から10月6日まで延長いたします。

以上、ご報告いたします。

### 議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ただいまの報告第1号から第10号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第6回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....